労健安収第4229号
08.10.22
(公印省略)
中央労働災害防止協会

基発1019第52号
令和8年10月19日

別記の関係団体の長　殿

厚生労働省労働基準局長
(　公　印　省　略　)

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針(昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号。以下「指針」という。)について、別添1のとおり改正を行い、令和8年10月19日から適用することとしました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別添2の改正後の指針に基づき、労働者の健康管理が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。

記

第1　改正の趣旨

労働者の健康の保持増進に当たっては、生活習慣改善等による疾病の発症予防(以下「一次予防」という。)に加え、健康診断等による疾病の早期発見や早期治療(以下「二次予防」という。)を行うことで、疾病の発症や重症化、疾病による死亡を予防することができる。また、疾病を抱える労働者が治療を受けながら就業を継続できる環境整備も重要である。

本改正は、従来の生活習慣病予防等を中心とした一次予防に加え、がん、女性特有の健康課題(月経不順、月経困難症、過多月経、月経前症候群、更年期障害等)、歯科疾患、骨粗しょう症及び眼科疾患(以下「がん等」という。)といった健康課題に対する検診及び精密検査等の受診勧奨といった二次予防を健康保持増進措置として指針上に明確に位置づけるとともに、医療保険者等との連携、治療と就業の両立支援等の取組を明記することにより、労働者の健康保持増進対策の一層の推進を図るものである。

第2 細部事項

1 一次予防について(指針の1関係)

指針の1に示す「一次予防」には、禁煙、食生活や運動といった生活習慣の改善のみならず、がん予防の観点から感染症対策(感染予防やワクチンの接種等)を含むものであること。がん予防に当たっては、国立研究開発法人国立がん研究センターの「科学的根拠に基づくがん予防法」(https://ganjoho.jp/public/pre_scr/cause_prevention/evidence_based.html)を参考とすることができること。

2 自身の保健医療情報(PHR)の活用に当たっての留意事項(指針の1関係)

指針の1の「生涯にわたる自身の保健医療情報(PHR:Personal Health Record)」とは、健診(検診)情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル(血圧や体重等)を指す。これらの情報について、電子記録として労働者本人等が正確に把握し、労働者自身の健康保持増進に活用することが期待されるため、事業者から労働者にPHR の利用について情報提供及び啓発を行うことも含むものであること。情報提供等に当たっては、「PHR サービス提供者による健診等情報の取扱に関する基本的指針」(総務省、厚生労働省、経済産業省令和3年 4 月公表・令和7年4月一部改定)に基づき「情報セキュリティ対策」等適切な対応がなされている PHR サービスを推奨すること。なお、PHR の利用はあくまで労働者本人の自主的な取組を前提とするものであることに留意すること。

3 健康保持増進対策を推進するに当たっての留意事項(指針の2関係)

(1)がん等に係る検査について

指針の2の「がん等に係る検査」は、指針の4(2)ハ(イ)に示す疾患に係る検査を想定していること。特に、がん検診については、科学的根拠に基づくものであることとし、具体的には国が推奨する5つのがん(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん)とすること。

(2)コラボヘルスの推進に当たっての留意事項

指針の2に示す「コラボヘルスの推進」に当たっては、「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」(平成 29 年7月)を参考とすることができること。

(3)産業医との連携に当たっての留意事項

指針の2④の「二次予防の取組」に当たっては、産業医を選任している事業場においては、職場環境や職務内容等を把握している産業医に健康保持増進対策の企画立案の段階から参画させ、意見を聞くことが望ましいこと。なお、産業医を選任していない小規模事業場においては、指針の4(1)ロに示す事業場外資源を活用することが考えられること。

(4)治療を受けることになった労働者への支援に当たっての留意事項

指針の2にある「治療と就業の両立支援」については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)第 27 条の3に

おいて、事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。また、支援の実施に当たっては、治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を参照すること。

4　健康保持増進措置の実施に当たっての留意事項（指針の４関係）

（1）地域との連携強化に当たっての留意事項

指針の4（1）ロに示す「職域保健と地域保健の連携」とは、事業者は、地域・職域連携推進協議会で議論された地域に根ざした健康づくりに関する情報を活用して労働者に必要な情報を提供することが望ましいこと。

（2）健康保持増進措置における健康教育に当たっての留意事項

指針の4（2）イに示す「がん検診等の科学的根拠及び意義の理解」とは、がん検診等の有効性が科学的知見により確認されていること、対象年齢及び受診間隔を遵守して受診すること、検査に伴う偽陽性、偽陰性、過剰診断等の不利益について理解すること、これらを理解した上で受診すること等について理解を促す内容を含むものであること。

また、指針の4（2）イに示す「がん検診等の検査結果に応じた精密検査等の受検や専門医への受診の必要性」については、がん検診等の結果を踏まえ、精密検査が必要とされた場合には速やかに受診することの重要性について周知するものであり、ナッジ理論や行動科学を活用した公的機関が作成したリーフレット等を用いて具体的な行動変容を促すものが望ましいこと。

さらに、指針の4（2）イに示す「利用可能な自治体や医療保険者のがん検診等や保健事業」については、労働者が利用可能ながん検診等の受診方法等を具体的に教示するものであり、自治体や医療保険者の作成したリーフレットの配布等も含まれること。

（3）健康指導の実施における個人情報の取扱いに当たっての留意事項

指針の4（2）ロ（ロ）の「労働者本人の同意を得て検査結果を把握した場合」において、健診結果等の個人情報の取扱いについては、指針の5（5）に留意すること。

（4）二次予防に関する取組に当たっての留意事項

指針の4（2）ハ（イ）に示す「女性特有の健康課題、歯科疾患、骨粗しょう症、眼科疾患等に係る検査等」の「検査等」には、問診による健康課題の把握や簡易な口腔スクリーニングも含むものであること。また、女性特有の健康課題に係る問診及びその結果に基づく専門医への受診勧奨については、厚生労働省ホームページに公開されている「女性特有の健康課題に関する問診に係る健診機関実施マニュアル」及び「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」を参照すること。

指針の4（2）ハ（ロ）に示す「医療保険者と連携して実施する健康診断の機会を活用した検診等の受診機会の提供」とは、医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）その他関係法令に基づき実施する保健事業において実施されるがん検診等を利用す

ることを含み、労働者にこれら保健事業を案内し、受診に向けた休暇の付与等の配慮を行うことを含むものであること。また、指針の4(2)ハ(ロ)に示す「労働者の居住する市町村において実施されている健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく検診の受診勧奨及び受診のための休暇の付与等」の「休暇の付与等」とは、検診の受診を目的とした会社の定めによる特別休暇の付与だけでなく、がん検診等を受診したいと考える労働者が容易に有給休暇を取得できるよう配慮を行うことも含むものであること。

指針の4(2)ハ(ハ)に示す「健康診断実施者に対する精密検査の受診勧奨の業務委託」について、精密検査等の受診勧奨が着実に行われるよう、受診勧奨の対象となる有所見者の選定基準、受診勧奨の実施方法及び実施時期、受診勧奨実施後の受診状況の確認方法、事業者への報告事項並びに個人情報の適正な取扱い等について、健康診断実施機関との適切な業務委託の内容について検討することが望ましいこと。

5　二次予防の実施に当たっての留意事項(指針の5関係)

指針の5(2)の「がん検診等の実施又は受診機会の提供」に当たっては、健康増進法第9条第1項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 242 号)の第2の2の5に定められているように、健康診断を委託する場合は、健康診断実施機関に対して、精度管理を実施するよう要請する等健康診断の実施について適切な管理を行うこと。また、これらの精度管理を適切に行っている健康診断実施機関を選定することが望ましいこと。

（別記）

（独）労働者健康安全機構理事長
（公社）日本医師会
（公社）日本歯科医師会会長
（公社）日本作業環境測定協会会長
（公社）全国労働衛生団体連合会会長
（公財）産業医学振興財団理事長
（学）産業医科大学理事長
（社）日本ボイラ協会会長
（社）日本クレーン協会会長
（社）日本化学物質安全・情報センター会長
（公社）ボイラ・クレーン安全協会会長
（公財）日本小型貫流ボイラー協会代表理事
（社）仮設工業会会長
（公社）産業安全技術協会会長
（社）日本ボイラ整備据付協会会長
（公財）安全衛生技術試験協会理事長
（公社）建設荷役車両安全技術協会会長
（社）全国登録教習機関協会会長
（公社）全国労働基準関係団体連合会会長
（社）日本労働安全衛生コンサルタント会会長
（社）合板仮設材安全技術協会会長
（社）全国建設業労災互助会会長
（社）日本港湾福利厚生協会会長
（公社）日本産業衛生学会理事長
（公社）日本保安用品協会代表理事・会長
（公財）建設業福祉共済団理事長
（社）全国労働保険事務組合連合会会長
全国社会保険労務士会連合会会長
（公財）健康・体力づくり事業財団理事長
（財）全日本交通安全協会会長
（公財）日本消防協会会長
（独）日本スポーツ振興センター理事長
（公財）あしたの日本を創る協会会長
（財）地方公務員安全衛生推進協会理事長
（社）日本産業カウンセラー協会会長

(公財)21 世紀職業財団会長
(財)港湾労働安定協会会長
(社)日本人材派遣協会会長
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
中央職業能力開発協会会長
(社)日本病院会会長
(社)日本医療法人協会会長
(公社)全日本病院協会会長
(公社)日本精神科病院協会会長
(社)日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国中小企業団体中央会会長
(社)全国銀行協会会長
(社)全国地方銀行協会会長
(社)信託協会会長
(社)生命保険協会会長
日本証券業協会会長
(社)日本損害保険協会会長
(社)日本在外企業協会会長
石油連盟会長
石油化学工業協会会長
日本麻紡績協会会長
(社)日本ゴム工業会会長
(社)日本化学工業協会会長
日本ソーダ工業会会長
日本化学繊維協会会長
(社)日本ガス協会会長
日本鉱業協会会長
(財)石炭フロンティア機構会長
電気事業連合会会長
電線工業経営者連盟理事長
(社)情報通信エンジニアリング協会会長
(社)日本機械工業連合会会長
(社)日本産業機械工業会会長
(社)日本自動車工業会会長
(社)日本ベアリング工業会会長

(社)日本伸銅協会会長
日本紡績協会会長
日本羊毛産業協会会長
(社)JATI協会会長
せんい強化セメント板協会会長
(社)日本船主協会会長
(社)日本造船工業会会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
(社)日本民営鉄道協会会長
(社)日本民間放送連盟会長
日本肥料アンモニア協会会長
全国農業協同組合連合会会長
(社)大日本水産会会長
日本醤油協会会長
ビール酒造組合会長代表理事
日本火薬工業会会長
(社)日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
(社)日本中小型造船工業会会長
(公社)全国火薬類保安協会会長
(公社)日本洗浄技能開発協会理事長
(社)日本鉄道車輌工業会会長
日本製紙連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙製品工業組合理事長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
(社)全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
(社)日本金属プレス工業協会会長
(社)日本鍛造協会会長
(社)日本鉄鋼連盟会長
(社)セメント協会会長
(社)日本砕石協会会長
(社)日本砂利協会会長
(社)日本建設業連合会会長
(社)全国建設業協会会長
(社)全国中小建設業協会会長

(社)全国基礎工事業団体連合会会長
(社)日本道路建設業協会会長
(財)建設業振興基金理事長
(社)日本埋立浚渫協会会長
(社)日本電設工業協会会長
(社)日本空調衛生工事業協会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
(社)日本塗装工業会会長
(社)日本左官業組合連合会会長
(社)日本鳶工業連合会会長
(社)全国建設専門工事業団体連合会会長
(社)プレハブ建築協会会長
(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
(社)日本橋梁建設協会会長
(社)全国クレーン建設業協会会長
(社)日本造園建設業協会会長
(社)日本型枠工事業協会会長
(社)日本建設業経営協会会長
(社)日本建設躯体工事業団体連合会会長
(社)日本造園組合連合会理事長
(公社)全日本トラック協会会長
(社)日本港運協会会長
(社)全国ハイヤー・タクシー連合会会長
協同組合全国地区通運協会会長
全国森林組合連合会代表理事会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
(社)全国木材組合連合会会長
(社)日本新聞協会会長
日本百貨店協会会長
日本チェーンストア協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
(公社)全国ビルメンテナンス協会会長
(公社)全国都市清掃会議会長
(社)全国警備業協会会長
(社)日本ゴルフ場経営者協会理事長

（社）日本鋳造協会会長
（社）日本アスベスト調査診断協会理事長
（社）日本繊維状物質研究協会理事長
（社）日本印刷産業連合会会長
印刷インキ工業連合会会長
（社）日本電機工業会会長
（社）日本自動車部品工業会会長
（社）日本印刷産業機械工業会会長
（社）日本自動車機械器具工業会理事長
（社）日本電子回路工業会会長
（社）電子情報技術産業協会会長
（社）情報通信ネットワーク産業協会会長
（社）ビジネス機械・情報システム産業協会会長
（社）日本アルミニウム協会会長
（社）軽金属製品協会会長
全国鍍金工業組合連合会会長
（社）日本溶融亜鉛鍍金協会理事長
（社）日本電線工業会会長
（社）新金属協会会長
（社）日本アルミニウム合金協会会長
化成品工業協会会長
関西化学工業協会会長
（社）全国石油協会会長
（公社）有機合成化学協会会長
（公社）全国産業資源循環連合会会長
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
（社）日本皮革産業連合会会長
日本溶剤リサイクル工業会会長
日本産業洗浄協議会会長
（社）日本化学品輸出入協会会長
（社）日本毛皮協会会長
全日本爬虫類皮革産業協同組合理事長
クロロカーボン衛生協会会長
（社）日本染色協会会長
日本繊維染色連合会会長
（公社）日本看護協会会長

(福)全国社会福祉協議会会長
(社)日本フードサービス協会会長
(社)日本スーパーマーケット協会会長
(社)全国スーパーマーケット協会会長
オール日本スーパーマーケット協会会長
(社)日本DIY・ホームセンター協会会長
日本小売業協会会長
(社)日本フランチャイズチェーン協会会長
(社)日本ショッピングセンター協会会長
中央労働災害防止協会会長
建設業労働災害防止協会会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長
林業・木材製造業労働災害防止協会会長
港湾貨物運送事業労働災害防止協会会長